



三重県公報

令和8年3月23日 (月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
9	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例施行規則を廃止する規則	(行財政改革推進課)	2
10	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務企画課)	2
11	三重県食品衛生規則の一部を改正する規則	(食品安全課)	8
12	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	(子どもの育ち支援課)	16
13	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(同)	18
14	三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則の一部を改正する規則	(同)	18
15	三重県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則	(農産物安全・流通課)	19

規 則

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。
令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第九号

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例施行規則を廃止する規則

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例施行規則(平成十四年三重県規則第五十七号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十号

三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県県税条例施行規則(昭和三十四年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(控除対象寄附金の指定) 第二十四条之二 (略)		(控除対象寄附金の指定) 第二十四条之二 (略)	
2 申請の対象は、次の表の上欄に掲げる特定寄附金(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金に該当するものに限る。以下同じ。)に限るものとし、前項の申請書には特定寄附金の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。		2 申請の対象は、次の表の上欄に掲げる特定寄附金(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金に該当するものに限る。以下同じ。)に限るものとし、前項の申請書には特定寄附金の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。	
特定寄附金の種類	書類	特定寄附金の種類	書類
一・二 (略)	(略)	一・二 (略)	(略)
三 所得税法第七十八条第三項第四号の規定により公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第三条に規定する行政庁が都道府県知事としてされたものを除く。)の信託財産と	イ 公益信託に関する法律第六条に規定する行政庁の認可を受けたことを証する書類	三 所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされる特定公益信託(所得税法施行令第二百十七条の二第三項に規定する主務大臣の認定を受けたことを証する書類(当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前五年内であるものに限る。))	イ 所得税法施行令第二百十七条の二第三項に規定する主務大臣の認定を受けたことを証する書類(当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前五年内であるものに限る。)
した寄附金	ロ 公益信託の信託行為の内容を示した書類 ハ 公益信託の事業計画書及び収支予算書 ニ 公益信託の直近の事業報告書及び収支決算書(当該信託事業	ロ 特定公益信託の信託行為	ハ 特定公益信託の事業計画書及び収支予算書 ニ 特定公益信託の直近の事業報告書及び収支決算書(当該信託

	<p>年度に事業を行っていた場合に 限る。)</p> <p>ホ その他当該寄附金の施策寄与 状況を説明するために参考とな る書類</p>	<p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 ～ 5 (略)</p>		<p>事又は都道府県教 育委員会とされた ものを除く。)のホ 信託財産とするた めに支出した金銭</p>	<p>事業年度に事業を行っていた場 合に限る。)</p> <p>ホ その他当該支出した金銭の施 策寄与状況を説明するために参 考となる書類</p>
<p>四 (略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>3 ～ 5 (略)</p>			

第二十九号様式の三から第二十九号様式の六までを次のように改める。

第29号様式の3（第24条の2関係）

控除対象寄附金指定通知書

第 号
年 月 日所在地
名称
代表者

様

三重県知事

印

年 月 日付けで申請のあつた寄附金については、三重県県税条例第25条の2第3号ホの寄附金として下記のとおり指定したので、三重県県税条例施行規則第24条の2第4項の規定により通知します。

記

- 1 指定した特定寄附金の名称
- 2 指定の有効期間

※ この通知書を受けた法人（団体）の名称、所在地又は指定した特定寄附金の名称に変更があつた場合は、三重県県税条例施行規則に定める様式を使用し、速やかに届出を行ってください。
また、所得税法第78条第2項第2号から第4号に掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金に該当しなくなつた場合も、三重県県税条例施行規則に定める様式を使用し、速やかに届出を行ってください。

教 示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第29号様式の4（第24条の2関係）

控除対象寄附金不指定通知書

第 号
年 月 日所在地
名 称
代表者

様

三重県知事

印

年 月 日付けで申請のあつた寄附金については、下記の理由により三重県税条例第25条の2第3号ホの寄附金として指定しないので、三重県税条例施行規則第24条の2第4項の規定により通知します。

記

1 指定しない特定寄附金の名称

2 指定しない理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第29号様式の5（第24条の3関係）

控除対象寄附金変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

申請者（法人、団体又は公益信託の受託者）

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号で三重県県税条例第25条の2第3号ホの寄附金として指定を受けた寄附金について、下記のとおり変更がありましたので、三重県県税条例施行規則第24条の3の規定により届け出ます。

記

1 指定を受けている特定寄附金の名称に変更がある場合

旧名称：

新名称：

2 指定を受けたものの名称又は主たる事務所の所在地に変更がある場合

ア 旧名称：

新名称：

イ 旧所在地：

新所在地：

3 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金に該当しなくなった

4 連絡先（所在地・電話番号・担当者氏名）

※1、2ア又はイに該当する場合は、該当する項目に○を付け、記載をお願いします。3に該当する場合は、3へ○を付けてください。

(規格A4)

第29号様式の6（第24条の4関係）

控除対象寄附金指定取消通知書

第 号
年 月 日所在地
名 称
代表者

様

三重県知事

印

年 月 日付け 第 号で三重県県税条例第25条の2第3号ホの寄附金として指定した寄附金については、下記のとおりその指定を取り消したので、三重県県税条例施行規則第24条の4第3項の規定により通知します。

記

- 1 指定を取り消した特定寄附金の名称
- 2 指定を取り消した理由
- 3 指定を取り消した期間

教 示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

- 1 この規則は、令和九年一月一日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合におけるこの規則による改正後の第二十四条の二第二項の規定並びに第二十九号様式の三及び第二十九号様式の五の適用については、同項及びこれらの様式中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十一号

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則

三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（営業施設基準）</p> <p>第十四条 条例別表第一第五号チの規則で定める要件は、令第三十五条第四号の魚介類販売業にあつては、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>2〜4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（営業施設基準）</p> <p>第十四条 条例別表第一第五号トの規則で定める要件は、令第三十五条第四号の魚介類販売業にあつては、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>2〜4 （略）</p>

第四号様式を次のように改める。

宛て

営業許可申請書・営業届出書（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会 講習会名称	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機、全自動調理機の型番	業態		
HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条、第13条、第24条、第27条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

- ※赤枠内については変更がある項目のみ記載してください。
- ※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

変更届出書

食品衛生法施行規則（第71条）・三重県食品衛生規則（第13条、第24条、第27条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）
			講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係		該当には					
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>					
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>					
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>					
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別 (ふりがな)	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング						
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	資格の種類						
		受講した講習会	講習会名称 年 月 日					
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合						
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）								
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水（ ）								
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>				
	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>						
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	調理	<input type="checkbox"/>	加工	<input type="checkbox"/>	販売	<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)							
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等					
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者選任予定の場合は、誓約書					
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設の場合は、第 23 条第 4 号、第 6 号、第 7 号を示す書類		<input type="checkbox"/>					
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類			備考			
	1	年 月 日						
	2	年 月 日						
	3	年 月 日						
	4	年 月 日						
備考	※食品衛生申請等システムへの代理入力に不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください（ <input type="checkbox"/> ）							

第7号様式（第10条、第13条、第25条、第28条関係）

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

宛て

廃業届出書

食品衛生法施行規則（第71条の2）・三重県食品衛生規則（第13条、第25条、第28条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年	月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食監・食管・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機、全自動調理機の型番	業態		
HACCP の取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCP に基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCP の考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の三重県食品衛生規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の三重県食品衛生規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成された用紙で、現に存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十二号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第十三条 条例第二十七条第三項の乳児院の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 看護師は、保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超えるときは、おおむね十人を増すごとに一人以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>五 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第十三条 条例第二十七条第三項の乳児院の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超えるときは、おおむね十人を増すごとに一人以上の看護師を置かなければならない。</p> <p>五 (略)</p>

(三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第六条第一項第二号の規則で定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)に定める者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 児童指導員又は保育士(三重県の区域に係る法第</p>	<p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第六条第一項第二号の規則で定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)に定める者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第六条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 児童指導員又は保育士、指定児童養育支援の単位</p>

<p>十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条 条例第五条第一項第六号の規則で定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)に定める者とする。</p> <p>2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員及び保育士(三重県の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士を含む。以下この号及び第三十三条において同じ。)次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三条 条例第五条第一項第六号の規則で定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)に定める者とする。</p> <p>2 条例第五条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>四～六 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十六年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(職員の数)</p> <p>第三条 条例第十三条第三項の幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="209 1792 766 1881"> <tr> <td>園児の区分</td> <td>員数</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第九項において同じ。))</p>	園児の区分	員数	(略)	(略)	<p>(職員の数)</p> <p>第三条 条例第十三条第三項の幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="829 1792 1388 1881"> <tr> <td>園児の区分</td> <td>員数</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第九項において同じ。))</p>	園児の区分	員数	(略)	(略)
園児の区分	員数								
(略)	(略)								
園児の区分	員数								
(略)	(略)								

<p>を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録又は三重県の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>一〜四 （略）</p>	<p>を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>一〜四 （略）</p>
---	--

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和二十九年三重県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（保育士試験及び地域限定保育士試験）</p> <p>第十八条 法第十八条の八第二項の規定による保育士試験の実施について必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>2 法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験の実施について必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>（保育士試験）</p> <p>第十八条 保育士試験について必要な事項は、知事が別に定める。</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十四号

三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則の一部を改正する規則

三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則（平成十五年三重県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の納付方法の特例）</p> <p>第二条 条例第三条ただし書に規定する事務の性質上これによることができないものとして規則で定める手数料は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 条例別表第一の四十四の七の項に掲げる地域限定保育士登録手数料</p> <p>五 条例別表第一の四十四の八の項に掲げる地域限定保育士登録証書換え交付手数料</p>	<p>（手数料の納付方法の特例）</p> <p>第二条 条例第三条ただし書に規定する事務の性質上これによることができないものとして規則で定める手数料は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p>

六 条例別表第一の四十四の九の項に掲げる地域限定保育士登録証再交付手数料	
2 前項の手数料は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定により収納に関する事務を委託した者に納付するものとする。	2 前項の手数料は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百五十八條第一項の規定により収納の事務を委託した者に納付するものとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

三重県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十五号

三重県地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

三重県地方卸売市場条例施行規則（平成十九年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第五十九条（略）</p> <p><u>（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に係る公表）</u></p> <p>第五十九条の二 条例第六十条の二の規定による公表は、インターネットへの掲載又は市場内への掲示により行うものとする。</p>	<p>第五十九条（略）</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>